

4-（6） 自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用 【申請案内 P.75】

問1. 給与規程で、1年間無事故だと手当に反映するよう定めているが、対象となるか。対象となる場合、どのような資料を提出したらよいか。

答1. **手当の支給制度**に当たるため、対象となります。
給与規程など、手当を支給することについて示している書類のコピーを提出してください。
該当する箇所にカラーのマーカーを付けてください。
あわせてその実績がわかる書類を添付してください（個人情報隠して。）

問2. 無事故運転者を表彰しており、表彰状を授与しているが手当は出していない。手当に対する資料は提出できないがどうしたら良いか。

答2. 「**表彰**」の場合、必ずしも手当を出している必要はありません。表彰状や表彰盾などの表象において用いたものの写真と、表彰規定や要綱などのコピーを添付してください。

問3. 給与規程に無事故手当の内容が記載してあるが、該当する部分だけの添付でよいか。

答3. 該当する部分だけでは、どのような規程によるものかの判断が出来ません。
規程類においては、「表紙となる部分（規程の名称が記載されている部分）」と、「**制度の具体的な内容**」がわかる部分をあわせて添付してください。